

閲覧用

令和3年1月20日

第1回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年1月20日(水) 午後1時56分から午後2時57分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎 2番 野地 さよ子 3番 武藤 善朗

4番 佐藤 勝則 5番 松本 太 6番 齋藤 弘美

7番 根本 信康 8番 安齋 喜八 9番 武藤 一夫

10番 馬場 利正 11番 武藤 栄利 12番 中山 博之

13番 安齋 栄 14番 菅野 一紀 15番 佐藤 孝志

16番 三浦 喜周 17番 佐藤 信喜智 18番 菅野 保治

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員 (19名)

20番 佐藤 一男 21番 佐久間 敏 22番 武藤 健之

23番 平 義一 24番 堀川 英二 25番 菅野 正寿

26番 安齋 浩一 27番 遊佐 幸吉 28番 石川 重彦

29番 遠藤 伝栄 30番 佐藤 孝 31番 大内 信一

32番 佐藤 美由紀 33番 泉 佳男 34番 松本 正典

35番 遊佐 一夫 36番 渡邊 久 37番 大石 忠雄

38番 伊藤 金志

4 欠席委員

なし

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 現況確認証明申請について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更

申請について

第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について(利用権貸借)

第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について(所有権移転)

第9 議案第7号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第1回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時56分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、19名、推進委員19名中、19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、5番松本太委員、8番安齋喜八委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります、個人情報保護の観点から、取

り扱いには十分注意いただきますようお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第1号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧願います。

議案第1号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか1筆、登記地目・畠、現況地目・山林、面積1, 564平方メートル、非農地の事由・15年前に相続により取得しましたが、耕作をせず放置していたため雑木等が繁殖し、荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員 議案第1号、1番についてご説明申し上げます。

去る12月の25日に事務局と私と武藤、佐久間両委員と3人、5名で確認しましたが、現地は事務局説明のとおりでござります。皆さんのご審議よろし

くお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第1号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧願います。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人のほ場区画改善のための分合により、譲渡人

は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号 2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号 3につきましては、譲受人および借受人が新規就農するにあたり、譲渡人および貸付人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転および賃借権を設定するものであります。

議案書 5 ページから 6 ページにかけてご覧願います。

番号 4 から番号 5 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号 6 から番号 7 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号 8 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号 9 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

26番（安齋浩一）委員 議案第2号、番号1について調査内容をご報告いたします。

1月13日、譲渡人の████████さん宅に電話をいれまして、████さんは入院中ということで奥さんの方より確認をいただきました。譲受人の██████さんも13日に電話にて確認をしまして、1月16日午前、齊藤弘美委員と共に現地調査を行いました。調査の結果、事務局説明のとおりで特に問題がないため許可適當と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

34番（松本正典）委員 34番松本正典です。議案第2号、2番について調査内容を説明いたします。

1月17日、午前10時より譲渡人である██████さんがお出でにならないということで、お母さんが出ていただきました。さらに██████さん、譲受人、それから私たちどもの佐藤勝則委員と私と4人で現地を確認させていただきました。内容につきましては事務局説明どおりでございまして、特に問題がないため許可適當と思われますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

31番（大内信一）委員 31番、大内でございます。議案第2号の番号3について調査内容をご報告します。

1月15日、午後1時より農業委員の佐藤孝志さんと共に、譲渡人、貸主の██████さん、および譲受人、借主の██████さん親子の5人で聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、特に問

題がないため許可適當と考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

36番（渡邊 久）委員 36番、渡邊です。議案第2号、番号5について申し上げます。

1月17日、中山博之委員と譲受人・████████さんと現地にて調査してまいりました。また、譲渡人の████████氏とは1月16日に電話で確認いたしました。調査内容の結果は、事務局説明どおり何ら問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

16番（三浦喜周）委員 4番について調査内容をご報告申し上げます。

1月16日に一人ずつ、████████君、████████君から話を伺いました。この分については無償移転ということになっているんですが、████君の山が████君のすぐそばにあるので、それと現実的には交換するというようなことで、こちらだけが農地なんで、委員会にはこちらだけが出たということでございますんで問題ないと考えました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

18番（菅野保治）委員 18番、菅野です。議案第2号、番号6から9番まで調査内容をご報告いたします。

番号6から8までは譲受人が同じなので、最初に譲渡人の方だけ読み上げます。番号6について、16日の午前中に██████さんの自宅において聞き取り調査を行ってまいりました。年老いたので、針道まで通うのは大変になってしまったというようなことで、この地番のほうで████████と████████の地番において

は田んぼ、昨年は作付し耕起してありました。以上。

番号7、[REDACTED]さんには自宅において、16日午前中に話を伺い、今まで作付し、耕作放棄地まではいかなかつたのですが、草刈りは行っておりました。事務局説明のとおりです。

あと番号8について、[REDACTED]さんにおいては、16日の午前中、電話にて確認を取り、三角でここも草刈りだけになっていて耕作放棄地の一歩手前の状況であります。

また、番号6に戻りますが、譲受人の[REDACTED]さん、私、あと佐藤推進委員と共に現場にて話を伺いました。この中で、[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの水田が、本当にすぐそばにあり4枚、5枚くらいあつたんですけども、すぐ1枚にできるような状況なので、[REDACTED]さんがそこを1枚にするというようなことです。あと[REDACTED]の畠に関しては、桑の木が、凄く荒れ放題に茂っていたのですが抜根して畠にするというようなことがあります。ということで、私としては許可適當と判断しますが皆様方のご判断よろしくお願ひします。

あと番号9については、電話にて[REDACTED]さんとお話ししたわけですが、今までも[REDACTED]さんに貸してたというような話で、これから、[REDACTED]さんは年老いて、土地がどこにあるか分からぬようない状況になっては困るというようなことで、[REDACTED]さんの方が一応買うというようなことありましたので、これも佐藤推進員と[REDACTED]さんと私と3人で調査し、きれいに水田になっており許可適當

であると判断いたします。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第2号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧願います。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、テナントの出店の要望に応えるため、申請地に商業用敷地造成を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の商業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、一時転用となります。県発注の道路整備工事受注に伴い、仮設事務所、資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、事後申請となります。昭和51年以前より使用していた通路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、借受人の住宅リフォームに伴い、通路が必要となったため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、再生可能エネルギーの導入推進および土地の有効活用の観点から申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判

断されるものであります。

議案書10ページをご覧願います。

番号6、再生可能エネルギーの導入推進および土地の有効利用の観点から申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い、仮設事務所、工事用通路等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い、工事用通路が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧願います。

番号9、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い、資材置場、駐車場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可するとできると判断される

ものであります。

番号10、一時転用となります。県発注の災害復旧工事受注に伴い、資材置場、駐車場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案第3号、番号1について調査内容をご報告いたします。

1月19日午後2時より現地にて、代理人の株式会社 [REDACTED]
の [REDACTED] さんから、私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。貸付人・[REDACTED] さん、譲渡人の [REDACTED] さんは電話にて確認をいたしました内容に間違いないとのことでした。ここはメガステージの場所で、令和2年2月の総会で変更申請が許可されたところですが、東北農政局の監査において、面積が増加した分の申請が必要とのことで指導があったということから、追加申請を受け付けたものです。内容は事務局の説明どおりです。皆様のご審議よろしくお願いします。

7番（根本信康）委員 7番、根本です。議案3号の2について現地確認の

ご説明をしたいと思います。

去る1月15日、推進委員の泉さんと現地確認をいたしました。当日、貸付人であります [REDACTED] さんは仕事で都合が悪いということで、お電話だけでお話ししました。借受人の [REDACTED] の方は担当者の [REDACTED] さんという方が、ちょうど仕事が入ってしまっていなく、現場監督になります [REDACTED] さんよりお話を聞きました。

内容につきましては事務局の説明どおりで許可適当かと思います。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。議案第3号の3番、4番について調査内容をご報告いたします。

17日の午前中、推進委員の松本委員と貸付人の [REDACTED] さん並びに借受人の [REDACTED] さんは親子関係でありますと、今回4番にありますように [REDACTED] さんが自宅にリフォームする際に生活道路を確認をしたところ、違反転用ということが分かりまして、今回の申請になったということです。 [REDACTED] さんにつきましても、 [REDACTED] さんが住む前から今の道路の状態であったということでありまして、義理の父が自分の土地を勝手に拡幅したような、違反状態であったということです。私といたしましては、やむを得ず許可するしかないのかなと考えております。なお、4番につきましては、国道から入るには若干狭いということで拡幅したいということでの申請ですので、何ら問題なく許可適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

29番（遠藤伝栄）委員 議案第3号、5番、6番について調査内容をご報告いたします。

まず5番なんですが、[REDACTED]さんのところなんですけれども、18日の月曜日朝の7時30分から佐藤信喜智農業委員と共に現地を確認してまいりました。代理人の株式会社[REDACTED]につきましては、14日の午後に電話で内容確認をしております。調査結果につきましては、事務局説明のとおりでございます。

6番につきまして[REDACTED]さんのところでございますが、16日午後1時30分から佐藤信喜智委員と[REDACTED]さんと現地を確認いたしました。株式会社[REDACTED]につきましては、14日の午後から電話にて内容を確認しております。事務局説明のとおり、特に問題がなく許可適当と考えます。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

16番（三浦喜周）委員 7番と8番につきまして、申請内容が同じでありますので、まとめて報告いたします。

1月16日に[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、それぞれとお話をいたしました。それから、また[REDACTED]さん、事務局から[REDACTED]さんという方が担当だというふうに聞いておったのですが、いなかつたので話が分かる人いるかと言ったら、[REDACTED]とかっていう方が出てきて、その人と話をいたしました。事務局説明どおりの内容でした。事前着工はしないようにということを申し上げましたら、いつ許可になるんだっていうから、なんだか俺分かんねって言ったら、25日にもまた、この後の申請を出すらしいんですよね。多分事務局に来ると思いますので丁重に取り扱っていただきたいというふうに

お願い申し上げたいと思います。許可で問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

12番（中山博之）委員 議案第3号、最初9番について調査内容について説明したいと思います。

17日、私と渡邊久推進委員と [REDACTED] さんと3人で現場確認しました。また、[REDACTED] さんにつきましては私も近くで田んぼを作っているので現場をよく知っていますので、中山さんに一任するということで電話でそういう話をいただきましたので現場を見てまいりました。また、[REDACTED] さんには電話で確認しまして、間違いないということで、私としては一時転用ということで何ら問題ないと思っていますので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

また、10番につきましては、同じく17日、私と渡邊推進委員、あと [REDACTED] さんと現場にて見てまいりました。現在、ここでは何も耕作していないくて、ただ名目は農地転用ということでございましたので、場所としては何ら問題なく、また、担当者には電話で確認しまして、間違いないということでございましたので私としても何ら問題ないと思っていますので、皆様のご審議よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は举手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第3号、番号1から番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧願います。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があつたので審議を求める。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初許可年月日・令和2年5月26日付け二本松市指令農委第109号、変更理由・県発注事業である道路改良工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案第4号の1番について調査内容を報告します。

事務局説明のとおりですが、現在、工期が1月20日、当初あったのですが、3月31日まで工期が延びるということで変更の理由でございましたので問題ございません。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第4号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第5号「農業経営基盤強化促

進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 14 ページをご覧願います。

議案第 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 3 年 1 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、1 月 29 日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書 32 ページをご覧願います。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区 70 筆 64, 172 平方メートル、安達地区 37 筆 68, 260 平方メートル、東和地区 15 筆 18, 497 平方メートル、合計 122 筆 150, 929 平方メートルの計画内容でございます。なお、新規設定は議案書 14 ページの番号 2 番、番号 3 番、議案書 16 ページの番号 6 番、議案書 25 ページの番号 20 番、議案書 27 ページの番号 23 番、議案書 28 ページの番号 24 番、番号 25 番の計 7 件となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から 25 の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号、番号1から番号25について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第5号、番号1から番号25については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書29ページをご覧願います。

議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、1月29日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書32ページをご覧願います。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区6筆10, 036平方メートル、東和地区7筆5, 342平方メートル、合計13筆15, 378平方メートルの計画内容でございます。

議案書29ページから30ページにかけてご覧願います。

番号1から番号5につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。所有権移転の番号1から番号5の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号、番号1から番号5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は举手をお願いします。

（全員举手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第6号、番号1から番号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第7号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書33ページをご覧願います。

議案第7号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、二本松市長から意見を求めるので同意するものとする。

令和3年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、12月に締め切った隨時見直しとして実施するものであります。変更内容としては除外について9, 379.09平方メートルとなっております。

なお、除外については宅地等とするものが10筆9, 379.09平方メートルとなります。

それでは、農用地除外について、ご説明申し上げます。

議案書36ページをご覧願います。

番号1については、[REDACTED]、畳、337m²に一般住宅を建築するもので

あります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

番号2については、[REDACTED]ほか1筆、田、2、733平方メートルに貯木場を整備するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

番号3については、[REDACTED]ほか1筆、畑、475平方メートルに進入路を整備するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

番号4については、[REDACTED]、畑、80平方メートルに進入路を整備するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

番号5については、[REDACTED]、畑、3、812平方メートルに農業用倉庫および一般住宅を建築するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

議案書38ページをご覧願います。

番号6については、[REDACTED]、畑、1、553平方メートルに駐車場を整備するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

番号7については、[REDACTED]、畑、310平方メートルに駐車場を整備するものであります。第1種農地ですが、集落接続事業に該

当するため、許可可能と見込まれます。

番号8については[REDACTED]、畠、79.09平方メートルに保護法面を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当し第2種農地となるため、許可可能と見込まれます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

37番（大石忠雄）委員 37番、大石です。議案第7号二本松農業振興地域計画変更（除外）について、番号1について調査内容をご報告します。

1月17日午後3時より農業委員の菅野一紀さんと共に貸付人・[REDACTED]さんおよび借受人の[REDACTED]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。

内容は事務局の説明のとおりです。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子関係で、子どもさんが小学校に入学するということで家を建てるということです。現地は自分の草地について、隣接地の耕作に支障および影響はなく、生活排水は既存の排水路に流すため支障はないと考えます。承認できるものと考えます。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

7番（根本信康）委員 7番、根本です。議案7号2について現地調査と電話確認の報告をしたいと思います。

1月15日の正午、現地確認を泉さんと行いました。当日、[REDACTED]さんの方とは連絡がつかなくて、翌日電話連絡で確認しております。15日の夜に[REDACTED]

[REDACTED]の方に伺いました、[REDACTED]さんの方からお話を伺いました。この地番の田んぼについては、ほとんど不耕作地の状態になっておりました。その辺を今度保全管理して、ちゃんと使うというような話を伺いました。事務局説明のとおりでありますと許可適當と思います。以上です。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。二本松農業振興地域整備計画変更の3番について調査内容を説明いたします。

19日にですが、[REDACTED]さんに電話をしまして、以前、本当は農地なんだよという話をしておりましたので、顛末書が出ております。基盤整備の時に一緒に道路を造ってもらったんだということでありましたが、その当時、登記漏れということであったそうでございます。やむなく許可出来るものと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第7号、二本松農業振興地域整備計画の変更（除外）について、番号4について調査内容をご報告いたします。

1月14日に所有者・[REDACTED]さん、事業計画者・[REDACTED]さんより内容を聞き取り、16日に推進委員の安齋浩一さんと共に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、違反状態を解消するための代替地が他に無いため、農振除外は仕方ないと考えておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 4番、佐藤です。農振法のナンバー5番につきまして調査内容をご報告いたします。18日、土地所有者の[REDACTED]さんに電

話いたしまして、申請内容に間違いないかどうか確認しましたところ、間違いないということでありました。なお、[REDACTED]さんの土地につきましては、今から3年前に交換等で土地を寄せ集めた[REDACTED]さん名義の土地ということでありまして、住宅並びに作業倉庫を造りたいとの申請内容でございますので、計画変更に問題は無いのかなと思っていますので皆さんのご審議よろしくお願いします。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 第7号、6番について現地調査の結果を報告させていただきます。

1月15日午後1時40分に現地で私と推進委員の大内信一さん、それから[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、電話連絡だったんですけど仕事が入って不在だったので奥様に立ち会っていただき、議案書、案内図を確認していただき、特に問題はない。そして現地を聞き取り並びに調査させていただきましたところ特に問題ありませんでした。内容については事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議の程よろしくお願いします。以上でございます。

18番（菅野保治）委員 18番、菅野です。議案第7号、番号7について調査結果の内容を報告します。

1月17日4時より、私と佐藤推進委員、あと[REDACTED]さんと共に現地で話を伺いました。この土地は住宅のすぐ脇にあり、育苗のためパイプハウスをやっていたという話ですが、その前に水田があまりにも多くなり場所を変えたため、そこに碎石を入れて駐車場にしていたというようなことがあり、顛

末書も出ており、致し方ないのかなと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

9番（武藤一夫）委員 9番、武藤一夫です。議案第7号、8番について調査の結果を説明いたします。

1月17日午後、土地所有者・[REDACTED]さん、事業計画者・[REDACTED]さん2人と農地利用最適化推進委員の菅野正寿さんと私4名で現地を確認してまいりました。この案件は、昨年の台風で法面が崩壊し早急に復旧したところ、境が越境していたということあります。やってしまった後の計画でありますので許可適當と申し上げづらいところなんですが、本人から顛末書が出ております。そういう関係から許可やむなしという判断をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第7号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は举手をお願いいたします。

（全員举手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第7号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時57分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年1月20日

二本松市農業委員会

議長 奥平 貢市

署名委員 松本 太

署名委員 安齋 喜八

